

社団法人再開発コーディネーター協会 名古屋Qの会 運営要領

(名称)

第1条 本会は、「社団法人再開発コーディネーター協会 名古屋Qの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「社団法人再開発コーディネーター協会（以下「協会」という。）Qの会取扱い要領」に基づき、主として、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県に在住又は在勤の再開発プランナー等を対象に、再開発等に関する調査・研究・研修・情報交換を行う。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のうち本会に入会の申込みをした者とする。

- 一 協会会員（法人会員に所属する者を含む）
- 二 再開発プランナーの資格を有する者
- 三 再開発プランナーの資格取得を将来希望する者

(退会)

第4条 本会を退会しようとする会員は、代表幹事にその旨申し出るものとする。

(代表幹事及び幹事)

第5条 本会の代表幹事は、定例会において会員の互選によるものとする。代表幹事の任期は2年とするが、再任を妨げない。

- 2 幹事は、協会会員（法人会員に所属する者を含む）に限る。
- 3 代表幹事は、2名以上の幹事を選任するものとし、このうち1名は会計幹事とする。幹事の任期は、選任した代表幹事の任期と同じとする。
- 4 代表幹事及び幹事は、幹事会を構成するものとし、会の活動を定めるものとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、幹事会にて互選された法人内に置くものとする。

(実施計画と予算)

第7条 代表幹事は、幹事会における議決を経て、毎事業年度における実施計画及び予算（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

- 2 代表幹事は、年度初めに前項の実施計画書を協会会長宛に提出するものとする。

(実施報告と決算)

第8条 代表幹事は、事業年度の終了後速やかに実施報告及び決算（以下「実施報告書」という。）を作成し、幹事会における議決を得たうえで、定例会において会員に報告するものとする。

- 2 会員は、実施報告について代表幹事に意見を述べるができるものとする。
- 3 代表幹事は、年度終了後速やかに第1項の実施報告書を協会会長宛に提出するものとする。

(収入金)

第9条 本会の活動に要する費用は、次の収入金をもってあてる。

- (1) 協会からの助成金
- (2) 活動参加費
- (3) その他収入金

- 2 前項(2)における活動参加費とは、そのつどの活動の内容に応じて代表幹事が定めることができるものとし、その活動への参加者が負担するものとする。

3 会員に対して、定額の会費並びに入会金は徴収しないものとする。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(定例会)

第11条 本会は、原則として6月に定例会を開催するものとする。

(その他)

第12条 この運営要領に定めることのほか、本会の運営に必要な事項及び運営要領の変更は、幹事会において定めるものとする。

以上